

途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めることにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関する必要な事項は、政令で定める。

第八条 多目的ダムの建設に要する費用について河川法第二十七条ただし書の規定により都道府県が負担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七条ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。

(受益者負担金)

第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十一条 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について第七条第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

2 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

(負担金等の帰属)

第十二条 前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(建設費負担金の還付)

第十三条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたとき

は、その者がすでに納付したものとする。ただし、建設大臣は、其本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が認められるまでその還付を停止することができる。

(ダム使用権設定前の多目的ダムの利用)

第十三条 ダム使用権の設定予定者は、第三条の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

(建設の完了)

第十四条 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示することもに、その多目的ダムを河川の附屬物として認定するものとする。

第三章 ダム使用権

(設定の要件)

第十五条 ダム使用権は、建設大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の中請によって設定する。

2 建設大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一 申請者が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供するところが、河川の総合開発の目的に適合するところ。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供するところによつて營もうとする事業に

(設定の申請の却下)

第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダムの使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三 基本計画を廃止したとき。

(設定)

第十七条 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 設定の目的

二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

一 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならぬ。

(流水の貯留が確保される地域)

第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条のこと。

第一項第二号に規定する流水の高水位における水平面が土地にする線によつて囲まれる地域とする。

(性質)

第二十条 ダム使用権は、物権となし、この法律に別段の定がある場合を除き、不動産に関する規則を準用する。

第二十一条 ダム使用権は、相続法人の合併その他的一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(处分の制限)

第二十二条 ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転(相続によるものを除く。)の目的の変更、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

(取消の処分等)

第二十三条 抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

(取消の処分等)

第二十四条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも從前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五条 建設大臣は、ダム使用

権者の有する流水占用権につき、

河川法第十八条の規定による許可

の全部又は一部を取り消した場合

において、他の者に新たに流水の

占用を認めるため必要があるとき

は、ダム使用権者に対し、相当の

期間を定めてダム使用権の全部又

は一部を他の者に譲渡すべきこと

を命ずることができる。

2 前項の期間内にダム使用権の譲

渡がされないときは、建設大臣

は、ダム使用権者の有していた流

水占用権の全部又は一部と同一の

流水占用権につき他の者が河川法

第十八条の規定による許可を受け

る見込が十分であるときに限り、

ダム使用権の全部又は一部につき

取消の処分をすることができる。

(登録)

第二十六条 ダム使用権又はダム使

用権を目的とする抵当権の設定、

変更、移転、消滅及び処分の制限

は、ダム使用権登録簿に登録す

る。

2 前項の規定による登録は、登記

に代るものとする。

3 前二項に規定するものほか、

登録に関し必要な事項は、政令で

定める。

(納付金)

第二十七条 ダム使用権の設定を受

けける者は、第十七条の規定により

設定を受ける場合を除き、多目的

ダムによる流水の貯留を利用して

流水を当該ダム使用権の設定の目

的である用途に供することによつ

て得られる効用から算定される推

定の投資額を勘案して、政令で定

めることにより算出した額の納

付金を国に納付しなければならな

い。

(負担金等の還付)

第二十八条 ダム使用権につき、第

二十四条又は第二十五条第二項の

規定による取消又は変更の処分が

あつたときは、国は、すでに納付

された第七条第一項の負担金又は

前条の納付金のうち、同条に規定

する方法により算定するものとす

る。

ただし、第十七条の規定によりダ

ム使用権の設定を受けた者に対し

て還付する額は、第七条第一項の

負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除し

た額をこえないものとする。

2 第二十四条又は第二十五条第二

項の規定による取消又は変更の処

分により消滅した全部又は一部の

ダム使用権の上に抵当権の設定が

登録されているときは、国はそ

の抵当権者の承諾を得た場合を除

き、前項の還付金を供託しなけれ

ばならない。

抵当権者は、前項の規定により

供託された還付金に對して、その

権利を行なうことができる。

第四章 多目的ダムの管理

(建設大臣の管理)

第二十九条 多目的ダムで、二以上

の都府県の区域にわたる河川に存

するもの及び政令で定めるその他

河川法第六条第一項ただし書の規

定によりその管理を行う。

(操作の基本原則)

第三十条 多目的ダムの操作は、流

水によつて生ずる公利を増進し、

及び公害を除却し、又は賄滅する

とともに、ダム使用権を侵害しない

ように行わなければならない。

(操作規則)

第三十一条 建設大臣は、多目的ダ

ムの操作の基本原則に従い、多目

的ダムの操作規則を定めなければ

ならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める

事項については、政令で定める。

3 建設大臣は、多目的ダムの操作

規則を定め、又は変更しようとする

ときは、あらかじめ、関係行政

機関の長に協議するとともに、ダ

ム使用権の設定予定者又はダム使

用権者の意見をきかなければなら

ない。

(放流に関する通知等)

第三十二条 建設大臣又は多目的ダ

ムを管理する都道府県知事は、多

目的ダムによって貯留された流水

を放流することによつて流水の状

況に著しい変化を生ずると認める

場合において、これによつて生ず

る危害を防止するため必要がある

と認めるときは、政令で定めると

ころにより、あらかじめ、関係市

町村長及び関係警察署長に通知す

るとともに、一般に周知させるた

め必要な措置をとらなければなら

ない。

(管理費用の負担)

第三十三条 多目的ダムの維持、修

繕その他の管理に要する費用は、

河川法第二十四条第一項又は第二

項ただし書の規定にかかるわらず、都道

府県知事がその多目的ダムを管理

するときは当該都道府県及びダム

使用権者、建設大臣がその多目的

ダムを管理するときは国及びダム

使用権者が負担するものとし、國

が負担する費用のうち二分の一

は、その多目的ダムの存する都道

府県が負担するものとする。

前項の規定は、流水占用権を有

しないダム使用権者については、

適用しない。

2 前二項に定めるもののほか、第

一項の規定による費用の負担の割

合その他その負担に因し必要な事

項は、政令で定める。

第五章 雜則

(建設大臣の権限)

第三十四条 基本計画の作成の公示

があつた後は、次の各号に掲げる

処分は、河川法の規定にかかわら

ず、建設大臣が行う。ただし、基

本計画の廃止の公示があつた後

は、この限りでない。

3 建設大臣が行う。ただし、基

本計画の廃止の公示があつた後

は、この限りでない。

4 河川法第五条の規定によつて

同法の規定が準用される水流

水面又は河川についての前各号

の処分に相当する処分

建設大臣は、前項各号の処分を

しようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長に協議する

とともに、関係都道府県知事の意

見をきかなければならない。

(特別の納付金)

第三十五条 第十三条の規定による

許可を受けたダム使用権の設定予

定者又はダム使用権者で、三月三

一日現在において多目的ダムに

よる流水の貯留を利用して流水を

発電の用に供している者は、翌年

の六月三十日までに、国又は都道

府県が当該多目的ダムに因し国有

資産等所在市町村交付金及び納付

三 河川法第十七条から第十九条

までの規定による許可のうち第

一号の許可（基本計画の作成の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十二条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十三条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十四条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十五条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十六条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十七条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十八条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第二十九条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第三十条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第三十一条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

法第三十二条の規定による許可の

公示前にされた許可を含む。以

外の許可を受けた者に対する同

水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五条及び前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第三十五条の納付金の額に關して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。

9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的

ダム法(昭和三十一年法律第一号)の施行に関する事務を管理すること。

○薩摩委員 質疑の通告がありますから、これをお許しいたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 私は本法案の中でも、特に農業関係に関連を有する部面について、重点的に御質問いたしました。

まず建設大臣にお尋ねいたしますが、この法案による特定多目的ダムで

すね、特定を冠した特定多目的ダムの定義的具体的な説明をお願いします。

○南條国務大臣 お問い合わせのことにつきましては、法案の第二条にその定義が規定されておりまして、建設大臣が河

川法八条一項の規定によって新設するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道または工業用水

の用に供されるものを多目的ダムと

いうことになつておるのであります。従つてこの二条に灌漑用水との文

字はございませんけれども、これは当然含むという解釈であります。ただ農

林省関係の多目的ダムと建設省関係の多目的ダムとの間に異なつてある点

は、農林省関係の方は灌漑用水を主としてこれを施設するという点であります。

だ、というような規定になつておるのであります。たゞ、このほかに余水路、副ダムその他

ダムと一体となつてその効用を全うする施設または工作物と一緒に含むもの

がありますが、この定義においてどういふ点が御不審でありますか、承わりま

してお答え申し上げます。

○芳賀委員 通念上にいうところの多目的ダムといふのは、今大臣の言われたよりもっと幅が広いわけですね。た

とえば電源とか洪水調節あるいは灌

溉用水等のそういう目的を持つたもの

された特定多目的ダムといふものは、この法律の内容を見ると、灌漑用水を目的と

したそういう特定用途が、この多目的ダムから落ちているような感が非常に

強いわけです。法律全体をながめても

そういう点が非常に強いわけです。で

すからその農業上の灌漑用水を目的と

の定義から言ふと、これは規定外のものになるかどうかという点なのです。

○南條国務大臣 その点につきましては、昨日も建設委員会においていろいろ

委員の方から御質疑のあつた点でありましたが、河川法によりまして灌漑用水の

五〇%、そういう比率で、農林省関係

の多目的ダムと、建設省関係の多目的ダムとの限界を、建設省と農林省とで、こ

の多目的ダムを設定するときに、これ

の点につきましては、法律上基本計画

を作つたり、あるいは操作規則を作る

ことがあります。たとえば割合から申しますれば、この法律でいう建設省関係の多目

的ダムの場合は、治水関係が五〇%以

上の割合を占めておる。灌漑用水が二

〇%ぐらいのものなのです。電力関係

が二〇%ぐらい、こういうよう割合

が異なるつておるので、農林省関係にお

いては土地改良等の関係から、灌漑用

の方が五〇%以上を含むということ

にこのこととの違いがあると思うのであ

りますが、灌漑用水についてはもちろんこの中に含んでおるということは申

し上げてよろしいのであります。

○芳賀委員 ただいまの答弁によると、農業水利を中心とした治水が從と

なったような多目的ダムは、この法律

の対象にならないというのですか。

○南條国務大臣 この定義によると、建設関係の多目的ダムの方は、治水が

ムと解釈しておるのであります。農林

省関係の方は、その点が灌漑用の方が

この法律によると、ダムに対する建設大臣の権限というものは非常に強化され

ております。そういうことでございます。

○芳賀委員 ですから関係機関の長と

の間において協議を必ずとのえなけ

ればならぬ、とのわないので場合は基
本計画の策定というものは成り立たぬと
いうことですね。

○南條国務大臣 ちょっとその点で貴
委員に私からも申し上げておきま
す。この法案を作るときに、さようち
ょく農林省との間にもいろいろ懇談し
たしまして、相当時間をかけたのであ
りますが、今申すようなことで、從來
河川法については、いわば建設大臣
が、勝手と申してはいけませんけれど
も、専管でやつてよろしいというよろ
なことがありますけれども、特にこと
に協議という文字を入れまして、そひ
内容は協議のととのうまで十分懇談し
して、そういう内部的ないいろいろな抵
抗の結果ここに至つておるのであります
して、ただいまのお申し出のようにな
らば協議がとのわなければや
めのかといふことは、極端にいえは協
議がとのわなければやれないことと
なるのであります。しかしながら実際の
問題としては、ダムの使用権の方々を
いろいろな申し出もある場合において
では、それらについてのある程度の自
由通しがついて、こういふ意見を立て
のでありますから、そういうときは、
十分協議をとのえた場合において
は、その最後の目的が達するものと考
えているようなわけであります。極端
に理論的にいふと、とのわなければ
ならないかといふは、それはやむを強
いると思ひますけれども、實際問題と
しては、私はとのうものと考えて、
かようなことにしたわけであります。

○芳賀委員 この点は、この法律が通った後の運用上非常に大事な点だと思います。権限が建設大臣の専管になつてゐるということからいへばならないことは、やはりそういうところで建設大臣があまり権限を持ち過ぎるのを調節するための点だと思います。だから協議をととのえるということは非常に大事なことだと思う。ですから協議がととのわない場合は、善意の努力はお互にしなければなりませんが、協議がととのわない場合は、これは基本計画の策定は成立が不可能であるというような明確な理解の上に立たなければ、行政機関の長との協議をととのえなければならないと思う。この点は非記する必要はないと思う。この点は非常に大事ですから、大臣、特に明確にお答え願いたい。

○南條国務大臣 先ほど申し上げた通り、関係各省あるいはダム使用権者の申請者等の意見も聞いてやるわけになりますが、昨日も意見を聞くといふだけでは不都合ではないか、建設省が意見を聞いただけで勝手なことをされたのでは、非常に相手方が不利な立場になるからというようなお説もありましたけれども、実際問題としては、ダム使用権者というものは大体特定の人であるわけであります。その案に基いて協議するのでありますから、どうしてもとのわい、採算がとれないという場合は、これはやめるほかない。別

段建設省がこれによつて無理押ししなければならぬという理由はないのです。十分利害關係者、あるいは各省間の調整をとつて、そうしてやつて決しで無理押しをして建設省が独断専行するようなるまいをするようなことはないということを、ここに約束しておきます。

○若賀委員 実は農林大臣が御出席になつておれば、こういう点もお尋ねしたいのですが、農地局長が見えておりますので、ただいまの関係機関の間に於いて協議をととのえるという点について、この法律が出されるまでの了解の点に対して農林当局から御説明を願いたいと思います。

○安田(善)政府委員 この法案の多目的ダムとは何かということを申し上げますと、法案にありますように建設大臣の所管される特定の多目的ダムであつて、灌漑排水の用に供せられる分も含みますが、主として洪水調節、治水用のダムである、こういう了解であります。第二の点としましてはその基本計画の作成及び決定は建設大臣がいたされますが、建設大臣は農林大臣に協議をととのえるものとして、万一意見が不一致である場合は決定を見ない。操作規則においても同じである、こういう了解でございます。しかし計画を作成、決定するのでありますから、両者に良識と実能とがありますれば、必ず具体的に双方意見を調整して決定し得る、こういう建前であります。

○芳賀委員 ただいまの答弁であります

場合にはこれをどういうふうに処理するかという基本的な話し合い——話し合いといつてもばく然とした話し合いでは何にもなりませんが、何か根拠のある話し合いとか、将来に残るような寄りどころというようなものができます。あるいはかどうか、その点はいかがですか。

○安田(善)政府委員 法の運用に当たりまして建設、農林両次官の間に覚書を交換することにいたしております。ただいま申し上げましたことをきめて約束するつもりであります。その他についても約束事項があります。

○芳賀委員 この際その覚書あるいは細目的な協定等があるとすれば、当然これは法案の審議に伴つて明らかにされる必要があると思うのです。建設大臣その点はどうですか。

○南條国務大臣 それはただいま農地局長からの説明に、事務当局においてさような覚書と申しますか協定をしておるようであります。農地局長の方から御答弁させたいと思います。

○安田(善)政府委員 第一は法第四条の基本計画の作成、変更及び法第三十一条の操作規則の決定にあたっては、建設大臣は、農林大臣と協議をし、協議をととのえた上でこれを行うものとすること。第二は法第三十四条の規定による許可その他の処分にあたっては、建設大臣は農林大臣と協議をし、協議をととのえた上でこれを行うものとすること。第三点は河川法第十七条规定による影響を及ぼし、または及ぼすそれがある場合は、利害関係者の具体的意図ですが、農業水利その他農林水産業から第二十一条までの規定による水利権の協議は左の各号の原則にのつとりこれをを行うものとすること。そのイ、

見を十分尊重すること。口としまして建設大臣は農林大臣と、地方建設局長は農地事務局長と、都道府県土木部局長は農林部局長と別に定める要領に基きそれぞれ相互に密接に協議すること。といふところまで内容を打ち合せしてしまいますが、その他多目的ダムとしていうのは、ただいま申し上げました運用上の定義である、こういうこと等を入れまして成文化を近くするつもりであります。

○芳賀委員 なお別に定めるといふことは細目が何かだと思いますが、この際あわせて内容を示して下さい。

○安田^(善)政府委員 その点を目下成案を得、成文化するつもりであります。

○芳賀委員 それは変じやないですか。両省間における基本的な覚書ができる別に定める要領に基いてといふことを今局長は言われたのですが、その別に定める具体的な要領なるものが非常に大事だと思うのです。これは法案の審議の上においても非常に大事な点だと思うのです。ですからあるとか、ないとか、考へておるとかいうことはないと思う。これはやはりそういう具体的な用意があると思うので、あわせてこの際内容を示してもらいたい。

○安田^(善)政府委員 別に定める要領についておりますのは、大臣は大臣、地方局長は地方局長、都道府県は都道府県、こういうふうによく打ち合せることを言つてゐるわけでございますので、建設省の系統の本省から地方まで、農林省の系統の本省から地方までの打ち合せの手続をとる心がまえをおもに言つつもりでございまして、その内容は先ほど申し上げましたそれ以前

の二項、三項の内容を碎いて言つていい

ば、いろんな問題が出ると思うので私

は聞いているわけです。

○芳賀委員 法案が出されるまでに河川局長と農地局長との間において具体的な話し合いといふものは当然あつた

と思う。ですから今後危惧されるよう

な問題とか、運用の面に対しても、当然何か具体的なものがあると思う。そ

ういうものを示されないで、この法案を急いで審議するといったてできな

いと思うのです。

○山本政府委員 先ほど農地局長からお話をございましたように、灌漑を

主とするものは多目的ダムではないと

いう点も覚書になつております。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですから。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

だけあります。

○芳賀委員 灌漑を中心とするという場合は、灌漑用水だけのダムであれば問題はないのですが、たとえば治水とか灌漑とか電源とか、そういうものが多

目的ダムになるんでしょう。二以上の

目的を持ったダムが多目的ダムなんですか。たとえば洪水調節と灌漑が何十%といつても、なかなか明確な区分はできないと思うのです。そういう場合にはどういうところで判断をされるか。この法律に該当するかしないか

○山本政府委員 覚書といたしましては、別に定める要領というのはそういうふうな大きな点には触れておらない

のであります。先ほど申し上げましたように、事務的な会合をどういうふうに開くとかいうような点をきめつてしまつりでございます。

○芳賀委員 そのほかにはないのであります。たとえば多目的ダムと

それだけしかないならばそれでもいい

この法律は適用したいというふうに考
えております。

○芳賀委員 これは建設大臣に特にお
尋ねしますが、北海道の地域にも適用
するということは、たとえば北海道の
総合開発はやはり北海道開発庁とい
うものがあつて、それが主管者になつて
おるわけなのです。そうなりますとこ
れはやはり同じ公共土木にいたしまし
ても建設大臣と北海道開発長官とい
うものが並んだ立場にあると思うので
す。ですから今後の問題として、北海
道における多目的ダムをこの法律の規
定によって管理するということになる
と非常に問題があると思うのですが、
その点は建設大臣はどのようにお考え
になつておりますか。

○南條國務大臣 ただいまの北海道の
場合でございますが、なるほど北海道
開発長官はございますが、この多目的
ダムの管理は一応一元的に建設大臣が
管理するということでその運用を重複
しないようにしたくと思っております。
○芳賀委員 もう少し具体的にやつて
いただかないあまり簡単過ぎてわか
らないですよ。

○南條國務大臣 北海道に対して今後
の多目的ダムの管理を建設大臣がやる
のか開発庁長官がやるのかという御質
疑のように思います。なるほど北海道
には開発庁長官がありますから、開發
長官がその管理をするということが建
設大臣につきましては負担金を従来も
運営につきましては負担金を従来も
おきましても取る予定にしておりませ
んが建設大臣の権限とが重複しない

ように調整していきたい、こう考えて
おります。

○芳賀委員 大臣の今の答弁によ
る法律によって管理する。それからダ
ムの特別会計法からいうと、北海道は
除外するということになつたのです。
そうするとただ管理面だけを建設大臣
が掌握するのですか。すでに建
設され、完成されておる多目的ダムと
いうものは管理の対象にしないとい
うですか。

○山本政府委員

北海道を特別会計に
入れなかつたという理由は、大蔵省か
らも何か御説明があると思いますけれ
ども、河川工事を行う場合に、北海道
都道府県に負担金をかけております。
北海道にはできませんので、特別会計
による利点がないわけでございまし
ません。

○芳賀委員 しかしこの法律の外に置
かれる多目的ダムがあるので、北海道にも適
用したいということでござります。

○芳賀委員 それでは具体的にお尋
ねいたしますが、北海道におけるどのダ
ムが管理の対象になるのです。

○山本政府委員 北海道につきまして
は、現在におきましてはまだないわけ

でございまして、将来そういうものが

あります。ただダム使用権を独立の物権と
して扱いましたために、流水占用権を

供するには、流水占用権のほかダム使
用権を有するものでなければならな
い

のであります。

○芳賀委員 今はないと

い

ます。

○芳賀委員 今はないと

<p

○芳賀委員 そういたしますと、使用者の資格は、流水占用権が前提になつて初めて使用権は生ずるわけですね。流水占用権を持たないものが使用者になるということは通常あり得ないわけですね。

○國宗説明員 御指摘のように流水占用権なくしてダム使用権を持ちましても、その目的を果しませんから、常に流水占用権とダム使用権者は一致するよう取り計らつておるわけでござります。特別に離れます場合は、さきに申し上げましたようにあるわけでござりますが、そのような場合におきましても、その二つの権利が一つのものに帰属するような措置をこの法律も講じておるわけでございます。

○芳賀委員 そこでお尋ねしますが、そうすると農業用水関係で、たとえば土地改良区であるとか、そういう流水占用権を持つた農業関係の一つの既得権者が、これは当然ダムの使用権者としての資格はあるわけですね。いかがですか。

○國宗説明員 御指摘のように資格があるわけでございまして、従来のこの法律が施行される前の現在を考えましても、水利権を持つておる人——今御

引例のように農業用の水利権を持つておる方は、その目的を果すためには自分でダムを作るなりあるいは今回の場合のようにダム使用権の設定を受けるなり、いずれかのさような財産的な工

作物を作らなければ目的を果せないのでございまして、御指摘のような農業用の水利権を持つておる方、流水占用権を持つておる方は、ダム使用権者になり得る最も適格な人の一人となるわけでございます。

○國宗説明員 そういうふうに考えております。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用途に入れなくても当然なことであるかもしないのですか。

○國宗説明員 農業用水利権を持つておる人が、法律上の処分も、契約も

あるいは自分の工事を施行するという行為も、何らの行為なくして直ちにダム使用権者になるという建前はとつておらないのであります。実際経済上

も、農業用水利権を持つておる方は、

ダムを作るなり取り入れ堤を作るなりいたさなくちや実際の経済目的を果せないことは、今回の一例と同じであろうと考えるわけでございます。

○芳賀委員 そういうことを聞いておるわけじゃない。農業水利の水利権を

持つておる者は使用権者の資格を具備しておるかどうかというふうか、

しておるかどうかというふうか、

いうことではなくて、当然入つておる

のだということでございまして、そ

ういうふうな特定用途にしなくともこれ

は入つておるのだ、こうしたことございます。

○芳賀委員 では特定用途には農業水

利関係は入つておるから、従つて使用

権者になれないという規定ができる

ことですね。

○美馬説明員 その点でございます

が、第二条に「建設大臣が河川法第八条

第一項の規定により」という言葉があ

りますが、これは私ども河川法第八条

で、農業水利関係の流水占用権者が使

用権者になれないという規定ができる

ことですね。

○芳賀委員 では特定用途には農業水

利関係は入つておるから、従つて使用

権者にならないでも使用権もあるとい

うことです。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れなくても当然なことであるかも

しないのですか。

○山本政府委員 入れないのが当然と

いふことではなくて、当然入つておる

のだということでございまして、そ

ういうふうな特定用途にしなくともこれ

は入つておるのだ、こうしたことござ

ります。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項というこ

とが当然含んでいるから、二重の表

現を避けたという意味でござります。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項というこ

とが当然含んでいるから、二重の表

現を避けたという意味でござります。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項とい

うことですね。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れなくても当然なことであるかも

しないのですか。

○山本政府委員 入れないのが当然と

いふことではなくて、当然入つておる

のだということでございまして、そ

ういうふうな特定用途にしなくともこれ

は入つておるのだ、こうしたことござ

ります。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項とい

うことですね。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れなくても当然なことであるかも

しないのですか。

○山本政府委員 使用権を持たなくて

も同様扱いを受ける、こういうこと

はおのずから明らかになつてくるわけ

はいかないでしょ。ですからそういう

場合、たとえば負担区分というもの

になりますので、当然認められる、特定

ではありませんか。

○山本政府委員 その通りでございま

す。

○芳賀委員 ですからその場合に、農

業水利関係は特定用途の中にはうわ

か、それに該当するものを持っておる

わけでございまして、河川工事を行う

以上は、その内容といたしましてそ

ういうふうに、解釈しておりますから、

あとにありますような発電とか水道、

工業用水と別扱いをやつておるのであ

りまして、そういうふうにするとダム

使用権が設定されないから非常に弱い

じやないかという御不審だろうと思いま

りますが、その点は本来の当然の任務で

ありますから、これは非常に強いので

ありますし、決して弱いようなことは

でございまして、第三条に、発電や水

道や、工業用水に使う者は水利権とダ

ム使用権を持つていなければならぬけ

れども、灌漑用水のものにつきましては、水利権だけ持っておれば当然ダム

の水を使い得るということでございま

りますが……。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れなくても当然なことであるかも

しないのですか。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項とい

うことですね。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れなくても当然なことであるかも

しないのですか。

○芳賀委員 それは先ほど御説明い

たしました河川法第八条の一項とい

うことですね。

○芳賀委員 まだ心配だとかなんとか

いふことは聞いておらないのですよ。

○芳賀委員 どうも変ですね。特定用

途に入れても負担をしなければいけ

ないというふうに規定しているわけ

です。

○芳賀委員 その場合使用権を物権と

いうふうに規定しているわけですね。

あるいは洪水調節でどれだけ持つとかあるいは灌漑の力でどれだけ持つとかあるいは農業用水関係の灌漑施設を利用する者に対する負担をするということになると思うのです。その場合問題は、第十条にも示されておりますけれども、農業用水関係の灌漑施設を利用する者に対する負担をしなければならぬということが明記されているわけです。これはやはり灌漑用水のいわゆる流水占用権者がダム建設に対する負担を命じられているわけですね。ですから建設に対する費用負担をした者は、当然その負担区分が幾ら少くとも、これは当然それによつて使用権となれるし、使用権が獲得できるというふうに解釈すべきだと思いますが、この点はいかがですか。

○山本政府委員 第十条に掲げます農業の負担金は受益者負担金となっておられます。それからダムの使用権者の分は、七条によりまして建設費の負担といふことになりまして、この方は全額持つのでございまして、第十条の受益者負担は利益の限度におきまして割り振りされましたアロケーションの十分の一を負担するということで、負担の内容におきましても變つておりますし、名目いたしましても農業負担は受益者の負担だ、受益者負担金ということにして区別しております。

○芳賀委員 農業用水の方は水利権を持つている者がそれによって利益を受けるということは当然なことです。しかも第十条を特にここへ規定した根拠は、第九条で目的が達せられているにもかかわらず、ことさらに第十条をここに持ち出したということは——灌漑用水関係の、たといそれは受益者で

ですからね、そうでしょうね。これらの施設もダム建設の中に包括されるのであります。そういう場合には費用負担したということによって使用権者としての地位は当然与えらるべきだと思いますが、それはいかがです。そういうときに負担をさせておいて、農業関係だけは使用権者にしないということは変じゃないですか。そういう権利を与えない場合には第十条というものを何も持たない。出す必要はないと思う。

○山本政府委員 それが先ほどからの問題の点でございまして、農業の負担をわざかお願いいたしているわけでもあります。それに対しましては当然水が取れることになつて、特定期間にしなくてもいいのだ、こういうふうに御了承いただきたいと思います。

○芳賀委員 農業用水の水利権に対する権では、ダムから必要な水は、当然既得権に対しても、流水させなければいけないんでしょう。これはそういうものであります。強制権まで持つて受益者から負担をさせるなんということは、どこに根柢があるのですか。第九条に当然尽きてる問題をわざわざ第十条に持ち出していく、しかもこの負担をした場合におおても農業関係の者に対しては使用権者としての地位を与えない、そういう手落ちなやり方がこの法律の中に現れてるわけですね。建設大臣はこれが当然だと思うのですか。

「いや、これは農林大臣だ」「農林大臣はどこへ行つておるか」と呼び、その他発言する者多し」

○農林委員長 きのうは農林大臣の要
求がなかったのですから、それで呼
んでないのです。農林大臣はほかの委
員会に行っているのですが。
○芳賀委員 ちょっと呼んできて下さ
いよ、長い時間じゃないですか。
○薩摩委員長 それではそういたしま
す。
○佐々木(辰)委員 その問題連して。
今のお話の中に出でおりましたけれど
も、ちょっとと関連してお伺いたした
いと思います。今の第二条の関係で、
この法律による特定多目的ダムという
のがここに規定してあるわけですがれ
ども、あれはどういう関係になつてい
るか知りませんが、たとえば愛用用水
ダムのような農林省所管のダムみたいな
もの、事實上はダムの意味を持つて
いるもの、これは前のやつには溯及し
ないのでですから、新しいやつにこれが
ら該当するわけですが、これにはこの
法律の適用はないわけですか。今度農
林省がああいうものをやろうとした場
合はこの法律の適用はないことになる
のですか。
○山本政府委員 その点につきまして
は、先ほども御説明申し上げました
が、灌漑を主としてやるものは適用し
ないというつもりであります。
○佐々木(辰)委員 そうすると、現に
ああいう式のダムは、愛用用水の例を
見ても、あの愛用用水ダムの中から工
業用水を取ること並びに発電用水を取
ることも並行的になし得る可能性はあ
るわけですね。そういうダムになる可
能性は十分にあるわけですね。そうす
ると、そのようなダムはこの多目的ダ
ムの法律の適用がないから、従つて工
業用水権者、あるいは発電用水を取る

うとする権者は前のと同じような意図で共同施設としての持ち分権がそこに発生するという形になりますか、夢庵さん。用水ダムのようなものについては、

○山本政府委員 そういう形になると思います。

○佐々木(良)委員 そうすると、権利にいえば、農林省所管のダムについて従来と同じような共同施設という概念によって発電事業者が権利を持つときには、持ち分権、所有権、従つてダムのある程度の管理権というものが存在する。それからこの特定多目的ダムの法規の適用を受ける建設省関係においては、そういう所有権なりあるいは管理権なりが発生せずに、新しい概念であるダム使用権が発生するというふうになると思います。そうしますと、これを監督する立場はいいかしらない。けれども、使う方の、工業用水を使おうとするもの、発電用水として使おうとするものの身になつてみると、同じ目的でやろうとする場合に、ある場合には前と同じような持ち分権が発生するし、ある場合には何だかわけのわからぬダム使用権というのが発生するので、私は何だかその辺はすつきりしないたいと思いますけれども、その辺はどういう話し合いかつてなされたことですか。

○山本政府委員 その点につきましては、お説のような場合も生じてくると思いますが、先ほど申し上げましたように、私の方で作りまするダム——これは直轄ダムに適用しようといふございまして、その直轄ダムは非常に利害も広範でございますし、特に建設計画も促進しなければならぬし、しかも将来の管理の問題におきましても、特

○佐々木(貳)委員 ほかのあれがあります。まつたら、すぐやめますから……。建設省の方では建設の一元化で、同時に仕事の促進のために必要であるといわれる。そのことが建設省のダムに必要であるならば、農林省のダムの仕事でもやっぱり責任を持つて一元化しながり速度を早めるかつこうでやりたいということは同じことじゃないのですか。同じような目的のダムが作られる場合に、少しぐらい農業用水的なウエートが多い、少しぐらい治水的な用途が多い、少しぐらい発電の用途が多いに従つて、その管理方式なり建設方式なりというものが根本的に建築が違い得るという理解にはならぬと思いますがね。

それからもう一つ、提案理由を見ますと、責任を一元化して工事を促進するというふうになつておりますよう。従来の多目的ダムにおいても、大体ダムは、建設省が現実に工事は施行されつた。その建設工事をやる前の形が、持ち分権を持つ場合の委託、受託の関係にあるかないかということだけの問題の場合には、そこは委託、受託の関係で、工事促進は建設省が大体において一貫してやられる。今度の場合も、委託、受託の関係が発生しないだけでありまして、やられるのは、やっぱり建設省自身がやられる。従来工事が一元化しなくて、つまり工事が二元化して多目的ダムの効用を発生し得ないような状態が起きた例は、それはダ

ムに対する持ち分権があつたことによつて工事がいろいろになつたのじやないのです。ダムの施設と、そのダムから出てくる水を使って発電をしようという発電施設、それから、そのダムから出てくる水を農業用水に使って灌漑をしようという仕事、あるいはそのダムから工業用水を引つぱつて、そして工業用の水に供しようという施設、このダムを建設する仕事と、発電所を建設する仕事と、工業用水路を建設する仕事と、といふ二つの農業用水利と

連する事業が同時にできなかつたといふよ
うような場合におきまして、その総合的
効果が上らなかつた場合もありますが、
ダム 자체におきましても、從来資
金が並行して出なかつたといふよ
うな点におきまして検査院から批難された
ようなこともあります。そういうふう
な点で資金が両方から出るべきものが
そろつて出ないというような点もあつ
たのでござります。また建設の途中に
おきまして二つの經理になりまして非
常に貢献と手携によって多く、う

使用料も払うという建前にできておりませんので、従来建設省が行なつておられた多目的ダムの実際にかんがみまして、と申しますのは、農業用には費用負担をせられておらなかつたといふことにかんがみまして、あわせて受益者負担も取ることができが取つてはおられなかつたということにかんがみまして、建設費の費用負担をすることは農業は適当ではない。従いまして農業用は建設費に関してはいかに見る

○佐竹(新)委員　関連。この場合にいてダムを物権と見なすと、民法上制約を受けることになるのですね。

されでありますから、当を得ないまではよう申し兼ねますが、他の用のように、すぐ建設費を最初から負して、受益者が、あたかも一個の水幾らで買うというふうに負担すべきのではない、そういう考え方でござい

案途をもとし、その間の費用は、ダムの建設費を負担していかなければ使わせないということを、物権として民法上の制約を受けますと、もそういうことを当事者からやられてたら、農民は直接使えないという問題が起きやしないか、こういうことと言つてゐるのですが、どうですか。

す を題きしとけなあご

建設する仕事と、このおのがばらばらになる危険性があつたわけです。たとえば西吉野なら西吉野の例をもつてすれば、発電所は、最初の予定通りに、二年なら二年のうちに、三年なら三年のうちにダムの建設を完了する、少くともそのダムから発電用水がそれるという最初の予定に従つて、その担当者であるところの電源開発会社は発電所を作つていった。ダムは予算の都合によつて三年の計画が五年になり、六年になつた。従つて、発電所はでき

骨は頬が三歳になって参ったとして申します。それからこの間も色々な話がございましたように、一つのダメでできましたので河川付属物にするのに共有物になつておりますので非常に不都合があつたというような点がございまして、今申し上げます三つくらいのものなる点につきましては、こういうやり方によりますと非常に改善されると私は考えております。

かとしていたことにござりますては、原貢といたしましては河川治水の部分に相当する費用と同様にこれと含めまして、公共事業分としての事業費分だと了解をいたしております。これは国と府県とが負担すべきものだ。そういう建前を貫く上におきまして建設費用を建設機関において負担することをしないから、使用権が設定せられなくとも、河川法によりまして水利権を確保すればいいのではないか。使用権は権利でありまして、いわば財産権と見るべきであります。あわせてこれには使用料を

ういうことになりますと、タムを作った者は当然水利権はあるけれども、それを使わせないという場合においては困るし、操作規則をきめてもらつて、操作規則をきめてもらつて、意見を合致せしめた上に、よく協議して操作規則等で十分研究し、基本計画上の問題はこれを十分に話し合せして、意見を合致せしめた上で、そういう問題が直接起きる場合があると考えたときはどうなるのですか。

○美馬説明員 この法律で掲げます特定の農業と申しますのは、今言ったように、ダムを作るときです。ある施設は含まないのであります。ダムを作つてそれ以後、新たに施設を作つて、いくと、う農業でございまして、御心配の点とはちょっと別しゃうかと思ひます。

○芳賀委員 農地局長の今の御答弁は、農林大臣の見解を代表しているとして差しつかえないのですか。

○安田(善)政府委員 私の申し上げた

んと升はしをたまる

たけれども、また発電所に引くべき水が一〇〇%期待することができない。つまり、工事の一元化ができなかつた。そのおかしくなつた理由は、ダムに対する持ち分権や所有権があつたからではなくて、ダムの工事と発電所の工事がそがそがしくなつたからである。法律でも救済されないでしょ。この多目的ダムの法案によつても救済されないと思いますが、それは救済されようになつておりますか。

○安田(舊政府委員 芳賀委員の御質問) お尋ねの問題は、農業用の、言いかえれば灌漑用の用途につきまして専用施設を設ける場合は使用者負担をしなければならないと書いてあるのに使用権を持たないのはおかしいではないかという御質問であります。あつたと思いますが、どうでございますか。――提案になつております法律案に關する私の了解は、この法律案によりましては、特定用途、すなわち登電等の事業者は電でありますとか、水道等の事業者はまずその用途に割り振られました建設費の負担すべき費用部分を建設当初から負担をいたしまして、それによりまして使用権を設定してもらいまして

払う義務が付されている考え方でありますので、農業には適当ではない。從来も受益者に負担をかけることができるという態勢でありましたが、かけることができるという従来の態勢を一応是認いたします。ならば、受益が明確なときだけ負担を一部負うのはやむを得ない。それもごく僅少であつて計算上他用途のように建設費を割り振るような割り振り方では農業は困る。こういうことから出た法案の条章であると了解をいたします。

○佐竹(新)委員 サっきの御答弁によりますると、いわゆるダムの建設の中用を負担しない者は水を使う権利はない、というように解釈してよしといふ、という芳賀君の質問に対し、その通りであるというふうに私は聞いたのです。そうではないですか。(「使えるのだ」と呼ぶ者あり)使えるのですか。利用の言葉のは、いわゆる一定のダムを作ることとは、特定の用途のために作るものである。そうすると、農業用水なら農業用水で、今まで流れでおったのが、そこへダムを作つたために水温が上昇するに困る、こうしたことにしておりす。

限りにおきましては、代表していることは思いますが、私は思います。

○芳賀委員 そうすると、やはりこれさらに第十条を規定して、灌漑用水関係の、いわゆる流水占用者に対して建設の費用のみを負担させ、使用権を持てないというような法律の規定に対する問題があるということを今農地局長を通じて、農林大臣のこの法律に対しての意向が明らかになつたわけですが、建設大臣はどこへ行つたのですか。

○薩摩委員長 今参議院の総質自動車道法案の採決があるので行つております。

ノ半　たたかひ、レ字延岡と

ますが、呼びに行きましたから……。
すぐ来ます。

○芳賀委員 質問者に対する庵野社長の答へ方を伺つて、

○山本政府委員 今の点にござりましては、農林省と十分打ち合せたわけでございまして、ダムの基本計画それから操作規則等につきましても、農林省と十分協議をととのえて計画をやるわけでございまして、ダムの操作あるいは基本計画におきまして、灌漑用水の貯留分ははつきりそれに規定するわけでござります。先ほまして電気等の使用

○若賀委員 いやそうじゃないのです。この第十一条は、これは特定者に対しても、そういうものを前提とした使用権になるわけでございますから、特定用途に灌漑がなつておらなくても、十分目的は達せられるわけでござります。この第十一条は、これは特定者の負担を命じていいのでしょう。そうじゃないですか。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）負担させなければならぬとか、負担金を負担しなければならぬということは、これは一種の命令ですよ。ですから流木占用者に対して建設費の一部を負担させることを命じた場合、これはやはり建設費を区分してその一部を負担させるのですから、当然それによって使用権者としての地位が与えられてしまうのですよ。それを与えないといふのはどういうわけです。

○山本政府委員 受益者負担を規定したというのは、専用施設を新しく作つたりあるいは拡張いたしまして、従来の水よりもよけいにとの場合におきま

しては、特に利益がはつきりして参りますので、その分に対しても負担をしていただこうということを考えたわけですがございまして、そういう負担をさせていただぐものに水がこなければ困るという御心配でございますが、それについては基本計画におきましても操作規則におきましても、十分そういう点を考慮いたしまして、建設大臣の責任としてそういう権利を確保してやる、こういうことになるわけであります。

しては、特に利益がはつきりして參りますので、その分に対しても負担をしていただこうということを考えたわけですがございまして、そういう負担をさせただまことに水がこなければ困るという御心配でございますが、それについては基本計画におきましても操作規則におきましても、十分そういう点を考慮いたしまして、建設大臣の責任としてそういう権利を確保してやることになるわけであります。

灌漑のダム使用権としうものはござい
せんが、そのダムに登録しました発電所
のいわゆる水の使い方の流水占用権はござ
りまして、縛られておわけござい、いま
灌漑に支障を与えないよう規定にて
ます。それでその灌漑用水の貯水の水旱
の以下に入つて参りました場合には、
灌漑の必要量に制約された発電の運転
になるわけでございます。そういうう
ちで使用権と流水占用権と両者の組合
せいで流水の放流、貯流が規制される
わけでござります。その関係からお
かりになると思いますが、灌漑用水につ
いては、ダム使用権がなくても、この
のダムから水を放流する際の流水占用
権の規制で十分な満足がされるわけ
でございます。

○芳賀委員 私はそういうことを心に
して聞いておるのではないのです。使
用権が物権としての価値を生じてく
といふことが規定されておるのです。
その場合、発電とかあるいは水道の工
業者は建設費用を負担したことによ
て使用権者となれる。しかもその使
用権といふものは、民法上の規定を進
んでそれが今度は一つの財産権を持つの
ということになるのです。しかし農業
水利関係のものは建設費用の一部を負
担した場合においても何ら使用権者に
もならぬし、そういう公平な権限とし
うものが与えられないといふのは、こ
れは非常に不公平な扱いになるのではないか
といふことを聞いておるわけですが、
何でそういう公平を欠いた扱いを
するために第十条をわざわざここに規定
したのか。単に受益者に対して一部
の負担をかけてもいいということであ
れば、第九条の規定でその目的はす
こに達せられておる。この関係が非常

所、量、ま、よ、ま、ま、ま、ま、大事なわけです。しかも農林当局としてはこの第十条の規定に対しても了承したいものがあるということをあなたが首をひねつたって、農地局長はそう言っているじゃありませんか。この法律の運用についても関係各省の間において完全なる意見の調節がとらえなければならぬとまで言っておるのですから、法律を作る場合に、この条文の中のそういう幾分でも疑義のあるような十条の点に対しても、建設、農林両当局においても十分熟議されたと思うのです。ところが一方農林省としてはこの点に対してもやはり問題があるというようなことを表明されておるわけです。建設省の方はしかばどういう考え方をもつてこれを進められたかということをお尋ねしたい。

○山本政府委員 十条の問題につきましては、私は農林省におきましても異議はないと考えております。それから使用権を設定しなくとも、水は十分その計画通りに与えられるかという点につきましては、先ほどから御説明申し上げていますように、基本計画操作等の問題につきましてその方法を定めまして、管理者が当然の義務として水を確保してやるよう、しかも先ほどからの物権に支障のないようにして、その間の調整を保てるような物権を与えてやろうということにしておるわけでございます。

○瀬戸山委員 議事進行に関して、建設省にちょっと申し上げておきますが、今各委員からお尋ねになつておる点は、おわかりになつておると思いまが、何か答えがぴんとこないような気がいたします。というのは、たとえば発電、水道、工業用水、こういうも

のを使用する人については物権といふことでダム使用権を認めておるが、同じ多目的ダムを作つて、そして貯留した水を利用する——第十条に関連があるわけであります。いわゆる灌漑用水に使う、これは水利権といふふうにいっておりますが、そういう人たちに對してなぜダム使用権を設定しなかつたか、その差をつけたのはどういうわけか。しかも第九条においては、ダムを作つてそのために水の貯留ができるのであります。それによつて下流で著しい利益を受ける場合の規定があるわけであります。それは昨日の委員会で資料等を出されたのであります。その區別をどうしてやつてゐるかということを御説明願わない、と、基本計画をどうやつてこうだ、それはわれわれには話がわかつております。しかしながら前の方者について、では特に物権たるダム使用権を認めたか、しかもこれは当然のことであるからという御説明ですが、それならなぜ灌漑用水についてはダム使用権を認めないか、あるいはそれについてはどういう権利があるか、何かこれはないがしろにしたのではないか。当初私がこの委員会において、失礼でありますのが、御注意的にこの問題を提起しておる、そこの点なんですから、その区別をもう少し明確にお答えなさらぬと、この話はいつまでたつても尽きません。

それとの均衡もございましたして、農業の利益が顕著なることがはつきりわかる場合には、受益者の負担金を出してもらおうということにしたわけでございます。そういう関係でございまして、第九条の場合におきましてはそういうふうな特定のものは規定しないで、一般的の受益の問題を第九条に掲げまして、第十条におきましては、特に専用の施設を新築したりまたは拡張いたしましてはつきり利益が出てくる場合におきましては、ほかの事業の関連もござりますので、受益者負担金を取ろう、こういうことに規定した、こういうことでございます。それから、そこでは金を出したのに水がとれないという点が心配になるわけでございますが、それは從来におきましても、多目的ダムを作った場合におきまして、灌漑の問題も確保するようにはじめておつたわけでござりますから、從来の方と同じように灌漑用水を確保しておる方法をとつておるから心配ないということです。ございまして、この点はたびたび御説明申し上げておりますけれども、発電であるとか水道についてはダム使用権を与えておりますけれども、それらは灌漑用水との関連において制限されたダム使用権になつておるわけでございまして、その間の相剋はないわけでございます。ダム使用権を与えたものが、使用権があるために、他のそういうものを圧迫しないようだめんと、使用権の内容を規定いたしまして、そういう使用権を与える、こういうことでござります。

道、電気のようにダム使用権といふ物権を設定しなかつたということを聞いておるわけです。その点を一つ……。

○山本政府委員 前に、二条に規定しておる発電、水道、工業用水等は、この建設のときに、利益によつて按分されました全額を負担していただくわけであります。

それから十条の農業の場合の受益者負担は、なるほど受益者負担をいただくわけでございますが、この分は借入金によつて工事をやつておきまして、工事が完成後その負担金を出していただく、こういうことになつておりますて、おのずからそういう点において発電、水道等々と農業用水とは違つておるのでございます。

○足鹿委員 具体的に今の問題からどういうことが起きてくるかということを関連して申し上げて御意見を聞きたいのですが、要するに、第三条において特定用途に灌漑が入らない。従つてダムの使用権といふものは認めないのです。ところがこの点を特定用途に入れると、一応使用権が生ずる。今あなた方がおつしやつた通り、法律にもあるように、アロケートした金額を負担しなければならぬということになるのです。そうすると、このまま使用権といふものがないということになつてしまふと、次のようなことが問題になつてくるのです。たとえば第四条によつて基本計画の作成をやる、そのときにはダム使用権者からは意見を徴するといふことになつておる。ところがこの場合農民は、使用権者であるが、使用権がないので、意見を述べることができないので。だれを通じて言うかといふと、大臣か知事かにあらかじめ意見

川に対する認識は十分持つておりますし、灌漑用水あるいは他の河川の問題についても十分認識を持っておりますし、しかも都道府県知事は議会の議決を経て意見を申し述べるということがになっております関係上、意見は十分反映されるものと私どもは解釈しております。

従来ダムを作りましたときに、その操作は都道府県知事が行なつておりますが、都道府県知事は河川管理者であると同時に、県内の総合行政を行なつておりますので、そういう点からそういう意見を十分反映させて意見を述べて参ります。しかも建設大臣が作るときにその意見が反映されないとすることをお考えのようございますけれども、それらの意見を十分反映させて基本計画を作っていくふうに考えておりますので、その点は御心配ないと考えております。

一四

にするために金を出した場合に、認められるのか認めないのか、こういうことです。その金は農民だけが出すかあるいはいろいろの土地改良その他の関係から県なり国がそれに援助する、これは別として、そういう経費を持つたあるいは持つということははつきりした場合には、認めるのか認めないのかといふことです。同じように電気業者あるいは他の業者も認めるのか認めないのか。その場合にどういうような権利なり、今のいろいろな計画なり操作なりにおいて農民の立場をどういうふうに具体的にするかということが一
点。

なおそういう場合には当然ある程度の費用の負担をするということが第九条において明らかである。それにもかかわらず、第十条において特別土地改良区に受益者負担の規定がある。この二つはどういうふうになるかという点がわれわれにはわからない。その点はつきり説明願いたい。

○美馬説明員 第一の御質問でござりますが、この法律の建前では、特定灌漑については経費をどういうふうに持ちましようとも、これは先ほども繰り返し御説明申しておりますように、河川法本来の目的で十分やれて、しかも保護は水利権なり他の処置が十分ありますから、特定使用権を設定しなくては十分同じような方法でやれるという建前をとっております。

それから第二の点でございます。第九条と第十条の関係が問題になつておりますが、第十条は特に専用の施設を新築し、または拡張して新しくやることはつきりした場合を想定しておりますが、第九条はここにありますように、

著しく利益を受ける者がある場合において「その者が流水を政令で定める用途に供するものであるときは建設大臣」この政令で定める場合と申しますのは、これは灌漑の場合ではございませんので、発電の場合でありまして、そのダムを作ることによりまして下流の発電所が利益した場合に、その下流の発電所に対して特別の利益がある分をかけられるという建前になつております。その後段に「その他の者であるときは」というのがござりますが、これは現在の法律にもこういう規定はござりますが、万ーの場合をおもんぱかつて、六十条以外の何らかの意味において、発電でない場合の受益する場合が特にあつた場合の、万ーの場合の規定というような意味で規定しております。

ござりますが、全額農業負担に相当する分を出したらダム使用権が設定されるのかどうかという点でございますが、それは設定いたさない建前に考えておるわけでござります。なぜ全額を出してても設定いたさないかという点でございますが、農業につきましては発電工業用水よりもさらに河川法上公益の高いものと考えておりますから、この場合におきまして、國なり県なりがその農業効果に対して負担をいたしております。洪水の調節と農業の渇水の補給、この場合に問題になつております専用施設を設けての流水を引用する場合の施設の利用権を、洪水の調節と同程度にダム使用権を設定いたしておらぬわけでございます。なお先ほど私の説明で不明確な点は局長の修正で正しく改められたわけであります
が、第十条の費用の負担といいますのは、たまたま建設費の何十分の一、農業効果の十分の一となつておりまして、建設費から割り出しているようですがございますが、実はこれは農業効果としてはじき出された分の十分の一、こういうことございまして、第九条の受益の場合でございましたならば、先ほどの次長の御説明のように利益の限度まで理論上は全額までは取り上げる、徴収するというのが建前になつておりますが、十条におきましてはその利益の十分の一を徴収する、残りの分は国と県において負担する、こういう考え方は国営土地改良とその軌を一にしておるわけでございます。さようにいたしまして金を、実際は一割でござ

いますが、十割持たれましても、ダム使用権がなくてもむしろ洪水と同じように戸立場から、河川管理者はこれを保護しなくちゃならない、しかもそれが河川法の目的になつていて、こういう趣旨でございます。

○芳賀委員 先ほどから私の質問に対し、建設省も農林省もあまり明確な答弁が行われていません。そこでお尋ねしたいのは、ちょうど大藏省の宮川主計局次長が来ておりますから、その第十条の規定に對しては大藏省の御意思が入っているものかどうか、この点はいかがですか。

○宮川政府委員 第十条の点につきましては、先ほど来るる建設あるいは農林当局から御説明がありましたが、御承知のように農林省で行ないまするダム工事につきまして、土地改良区等で国當につきましては二割、県営につきましては二割五分の受益者負担をとつておるわけであります。それのバランスを考えまして、今回の特定ダムの設置に当りまして第九条に規定する受益者負担を課することは、バランスを失しない適切なものである。大蔵省としてこの提案には賛成しております。

○芳賀委員 第九条はいいのですが、第十条を特に設けたということに対しまして、大蔵当局の何らかの意思がここに反映しているのかどうかということを聞いておるのであります。

○宮川政府委員 私は御説明申し上げましたが、間違いました。十条の点について御説明申し上げたわけでありまして、大蔵当局の何らかの意思がここに反映しているのかどうかというのと考えまして、別に大蔵省として特

に賛成する、反対するということです。そこで、当然のものと考えております。
○芳賀委員 これをお聞きするのは、やはりこの法案に対しても大蔵省も協議されたと思うのです。ですから単に建設省とか、農林省の意見に賛成したか反対したかということではなくて、第十条というのはどうしても筋が通らないのですね。建設費の一部を負担させておきながら、発電とか水道等の事業者が建設費を負担した場合には使用権が設定される、農業用水関係のものが負担した場合には、何らそれにかわる権利というものが生じないという公平を欠いた規定がここに出ておるのであります。ですからこれは、ただ農業関係者から経費だけを権力的に取ればいいという規定にしかなっていないのですよ。これを大蔵当局としても、金だけ取ればいい、というような思想があることは否定できませんけれども、しかし公平の原則を欠いてしまって、こういうような条文をわざわざここへ作らなければならぬ必要さといふものは、すなはちに考えた場合には理解ができないのです。それで特別この十条に対しては、大蔵当局の意見が單に賛成しましたということではなくて、十分反映しておるのかどうかということを聞いておるわけです。

うのは当然である、かように考えておられます。ただ使用権を認めるかどうかにつきましては、御指摘のように非常に重要な問題であります。この点、私どもも非常に考慮を払つたところでござります。いたしましてもこのダムを作りました水の調節等につきまして、電力会社によるいは治水の関係、あるいは農林省との間の灌漑、排水の関係におきまして、どううふうに水を調節するか非常に重要な問題であります。この点、私どもも非常に考慮を払つたところでござります。先ほど建設当局から御説明がありましたように、むしろ治水でありますとか、あるいは農業関係の灌漑につきましては発電関係よりウエートを置いて十分考慮していく、運営については十分注意してやつていく、こういう御説明がありました。それから先ほども御説明がありましたように、発電関係等につきましてはアロケーションの金額をそのまま即金で納める。こちらの方はその分の十分の一以内でやる。金額上のバランスもある、かように考えまして、現在規定されておりまするやり方は、大藏省としても適当であると考えておる次第であります。

○若賀委員 どうもますます奇怪怪々になるじゃないですか。とにかく建設費の負担を区分して、その区分された経費の一部を十条で命令で命じて負担させるでしょ。そういう場合には当然他の事業者と同じよう、使用権を与えることに対するのが建前じやないですか。しかもその使用権が単なる使用権でなくして、物件としての価値が生じて、その物件が譲渡権であろうと、あるいは担保権であろうと、そういうものは不動産として随伴してくるのです。ですから、農業関係以外が負担した

ものに対しては、財産権がそこに生まれてくる。農業関係者に対しては何らそういう権利というものは生じない形のものとおいて、そうして権力的に負担金を出させる、経費負担をさせるということは何としても不平等だと思います。これでいいのだという理由はどこからも出てこないのでではないですか。

○宮川政府委員 この点は先ほども御答弁申し上げましたように、本来農業関係の権利を確保いたしましたために、使用権を設定した方が権利関係が非常にはつきりするわけあります。しかしその点につきましては、特に民法上の権利を設定いたさなくとも、このダムの運用につきましては建設当局におきまして十分配慮して参るということになりますし、負担の割合のバランスから申しましても、必ずしも使用権を設定するというところまでいかなくていいのではないか、かように考えた次第であります。

○芳賀委員 どうも了解できないのです。使用权といふものは財産権でしょうね。それがたとえば二つ以上の事業者がこれに負担をする場合においては共有の持ち分になるのです。その場合に農業関係は、経費を負担しても持ち分にあずからないのでですよ。共有する使用者に対する持ち分にあずからないという点はどうしても理解ができないのです。ですからこういう十条を無理に入れる場合においては、やはり使用权の規定による政令とかにかかる十分に通用できるようすれば当を得た負担

というものを受益者から取ることも可能になると思うわけです。ですからこの十条というものは、どうも法律の精神からいつても当を得ないと思うのです。この点に対しても、大蔵省としてはやはり相当の意見をここに加えていふと思う。端的に言えば、建設省や農林省は、こういうものは十条がなくても九条の規定で運用できるという判断を持つておったかもしませんけれども、大蔵省が強い意思表示をすることによって、あるいは十条が生まれたかも知れない、われわれは推測しておるわけです。そういう経緯はないですか。

私の質問を保留しておきたいと思いま
す。
次にお尋ねしたい点は、結局この法
律の規定によりますと、農業者はダム
の使用権者としての資格を全く持つこ
とができないということになります
と、建設大臣の水利権に対する処分の
規定とか、そのほかいろいろな規定の
場合においても、先ほど同僚の足鹿委
員が言われたように、直接灌漑用水関
係の立場にある水利権者の発言の場所
というものは非常に抑圧されて、直接
発言する機会というものは全然与えら
れていないわけなんです。ですからそ
の水利権が既得権として現存しておる
以上、このダムの操作の場合において
も、建設大臣の権限である水利権の処
分のような場合においても、やはり農
民の意思というものは十分反映できる
機会を与えておく必要があると思いま
すが、その規定が明確でないわけで、
そういう点に対しても建設当局として
はどういうお考えを持っております
か。

これは結局灌漑用水関係が建設費の一部を負担させられた、しかしこのダムの特別用途がたとえば発電等に用いられている場合に、発電に流水することによってその下流における用水の水温が非常に低下することが現実の問題として起きている。水温の低下といふものは結局水稲等の農作物の成育とか収穫に大きな影響を持つわけです。せつかくこの法律の規定によつて命令で建設費の一部を負担させられて、流水がいろいろな目的に供せられることによつて、水温が低下して収穫に損失あるいは悪い影響が生じたという場合のよつて来たる損失というものは当然補償しなければならぬと思うわけなんです。この場合はそういうことはすでにもう予測されることなんですから、たとえば当初の基本計画等の策定の場合においても、そういうことは一つの問題として計画の中へ取り入れられることになると思うのです。そういう影響に対する解決の方途といふものは、この法律の中にはあまり明記されておらないのですが、そういう事態が生じた場合においては、どういうような処理をするか、その点はいかがですか。

よく調査研究いたしまして、改訂を要するような点もござりますので、それ

○芳賀委員 そこで現実の問題として、たとえば農林、建設両当局の間に置いて問題となるような点はどういう点ですか。これは農林、建設両当局からお聞きしたい。

○山本政府委員 たとえば農地を取り上げられた人がほかに行きましてそれだけの同じような農地が得られない、従いまして 農家の方がすぐ商売をやるわけにいきませんし、結局代替地を得ないと生活が直ちにはできないといふような問題が一番大きな問題のよう考へております。

につきまして、公益上の見地と水没する農家、農地との関係でどうしてもそこでなければならぬかどうか、場所が適正であるかどうか、それから補償の

○久保田(豊)委員 基準が農地法の関係、また農業者の諸君の関係もある、その場所を離れた場合の生活保障等の点もありまして、いろいろ考え方をして妥当であるかどうか、また農家である場合には、金銭補償ばかりでなしに、かえ地を与えて、俗称でいいますと現物賠償ですが、農家が土地をかわっても農家として経営が続けられることが望ましいという見地で措置ができるかどうか、そういう点が非常に重要な問題であると思ひます。

○久保田(豊)委員 私が質問を予定しておりました重要な事項の大半分は同僚の芳賀委員から質問が出ましたので

で、あと残りました二、三の点について
て御質問申し上げます。

さつきから問題になりましたダムの農業に対しましては被害のうちで、下流の用水が低温になつてそのために稻作等に被害がある、これについては具体的には結論は出ないがある程度は考えておるということですが、農業に対する被害の程度をどの程度にごらんになつておるかという点であります。特

に私が指摘いたしたいのは、ダムがで
きます場合にはよほど施設その他につ
いて考えませんと、下流の水温の低下
が相当にひどいものがある。その結果
例年にわたって水稻等に大きな被害が
くる場合もなきにしもあらず、これが
一つです。それと同時に特にこういう
多目的ダムで貯留水を工業用水もしく
は水道用水等に多量に使いますよう

な場合は、どうしてもそれだけ下流の水量が少くなるわけです。従つて下流にありまする農業用の施設といふものが非常に大きな被害を受ける。これは平常流量が少くなると河床や川の姿が

非常にひどく変つてくる。そういう場合に農業関係の、特に用水の施設が大きな支障をこうむる場合が多い、こういう点も十分考えておられるかどうか。もう一つ上流についてもあるわけです。これはまだ科学的にはつきりしたデータが出たわけじやありませんけれども、たとえば吉岡農学博士の調査等によりますと、大体において上流に大きな貯水池ができる場合においてはそこに霧が起る。あるいは空気における湿気がよけいになる、そういうことから、樹種によりましては森林の樹木の成長に大きな影響がある。あるいは湿度が増すことによつて例年にわたつ

て作物に非常に大きな被害をこうむる。さらに上流の水位がずっと上りま

する関係で、排水が非常に大きな支障を受けるという場合が相當ある。きよう私はその資料を持つてくるのを忘れてきたので具体的に質問ができるないのですが、こういう問題についても十分考える必要があるのではないか、こう思うのです。そういう点をいろいろ考えた場合においては、どうしても第四

条の基本計画のうちに、これらに付いての補償なりあるいは施設補償なりについてはつきりした法文の根拠を置くことが非常に大事だと思う。それでないと結局水かけ論になつて、力の強い官厅なり何なりに押しまくられて、農民の泣き寝入りに終つておる場合が多い。この点についてさつき御答弁がありましたがれども、われわれはまだあ

いでは納得できない。こういう点についてどういうふうに考えており、今後どういうふうにこれに対処しようと考えておるか、特に基本計画等についてこういう点をよつきり規定する必要がある

あると思うが、この点についてももう一回あらためてお伺いします。

○山本政府委員 ただいまの御質問でござりますが、水温の問題につきましては先ほど御答弁申し上げました
が、それらの点につきましてはいろいろと施設をやつておる例もございま
す。それからこれは非常にむずかしい
問題でありますので、関係各省と学識
経験者並びに電力会社等から委員が出
まして、水温調査会というのができる
おりまして研究中でございます。農林
省におきましてはある程度の資料はあ
るようであります、この委員会があ
りましてこれで目下研究中でございま

ですので、その結論も非常に参考になることと思つております。それらを参考

それから上流で水をとったために下流の水利権を侵害するというような問題でございますが、これは河川法の処理で最も重点を置いている点でござります。

まして、それにいたしましてもなおいいろいろの条件をつけ河川管理者といたしましてはそれらを監督しておるわけでござりますが、それにいたしましてもあとで出て参りますするダムの上流の排水問題等におきましても同じように方々で問題は生じておるわけでござります。しかも私どもといたしましてはお互いの水利権の調整につきましては

河川法でいろいろ条件をつけまして、それでもってなおできない場合には、現地の知事を指導してその調整に努力しておるわけでございます。また上流の排水問題等につきましても、県が、

いろいろその処分方法を考えるわけでござります。施設をやつてそれを防げる場合あるいは実際の被害が生じた場合に金銭の補償をする場合等がございますが、県にいろいろと調査をさせますし、またどうでもいかぬ場合には建設省が直接それらの資料をもとにいたしまして解決に努力しておるというような状態でございまして、なお今後におきましてもまだ問題が残つておる分かたくさんございますので、それらにつきまして速急に何らかの解決をしたいというふうに考えております。

この十条を読みますと、さつきから基本的な問題についてはいろいろあつた

のですが、「専用の施設を新設し、又は拡張」というのは、基本的なダム施設以外にこういう専用の施設を新設または拡張する、この経費は農民が負担するのですが、あるいはダム自体が負担をするのですか、この点が一点です。これとその次の「多目的ダムの建設に要する費用につき」という条文の

新設し、又は拡張し」この費用は農民が負担をして、しかもこれから新しくもし水路を引くというような場合にはもちろん農民の負担になるでしょう。しかしダムができる場合に新しく水路を新設しなければ従来の水利権の確保ができない、あるいはさらに従来の水利権の水利によって多少のプラスにならうと

も、ダムができたために特別にそういう施設をしなければならぬ場合、いろいろあると思う。そういう場合のこの経費の負担はどうやらがするのですが、この点をまず第一に明らかにしてもら

いたい。
○山本政府委員 ここに書いてありますように、十条の「専用の施設を新設し、又は拡張して」という文は、この多目的ダムの費用には入らぬわけでございまして、土地改良区が取り入れ口の改良をやつたりあるいはその増強をやつたりするのをさしておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 そうしますとなお問題が具体的になると複雑になつてくる。専用施設や何かを直接ダムに結びつけてやる場合もあるでしよう。しかしながら下流とか上流においてこういう場合が出てくる。さつき言ったような平常

流量が少くなるとか河床が変るとかあるいは川のなりが変つてくるというようなことから、どうしても下流ではこういう施設を新設もしくは拡張しなければならぬような事態が多くの場合に起つてくる。その経費は農民が負担して、しかもそれに対する補償については何ら根拠はない。そうした上に持つてきて、今度はダムの建設については負担金を出せ。しかもそれでダム使用権というものは認めないとこうになると、ますます農民は踏んたりけられたりということにならざるを得ない。この点についてはどういうふうに考えておるか。

他で頭首工あるいは取入口といふような堤合、そういうようなものは機能障害を排除する意味のものでございますから、ここに「新築・改築」とは考えておらないわけでございます。
○久保田(豊)委員 そうしますと十分の一というのは農業関係の専用施設、そうして多目的ダムの建設に要する経費というものを合算したものに基準にしてやるのですか。さっきの局長の御答弁ではそうではなくて、専用施設だけは農民が別個に負担をするのだ、そうしてダムの建設費だけはアローケーションによってやるのだ、こういう御答弁だった。あなたの御答弁とはまるで違う。

○小林説明員 私の申し上げましたのは、ダムの全体の費用のうち、どれだけが農業関係の負担となるかということとを算定する際の一の方法として、下流の専用施設の費用もあわせて考慮し、全体の効果も合せて算定するわけになります。その関係で下流の専用施設とダムの持ち分との関係がついて参るわけであります。それで局長の御答弁のように、専用施設については関係の土地改良区の仕事あるいは土地改良事業による仕事でございまして、ここにいう多目的ダムの仕事とは直接関係はないわけでございますが、費用の配分に際して間接的関係がついて参るわけでございます。それで専用施設について、土地改良事業による地元負担が農林省の関係としてやられるわけでございますが、その方でかかるて参る。それからダムの方につきましては、たとえば全体のダムの建設費を一〇〇%といたしまして、そのうち治水の分担が五〇%と仮定いたしまして、

灌溉用水関係が三〇%と仮定いたしました。専用の施設に関係のあるものが三〇%のうち二〇%である、全体の二〇%であるとしますと、その二〇%についての一割、つまり全体についての二%が受益者の負担ということになる。そういう関係でその三〇%を求めるところに専用施設を含んだ全体の投資可能限度というものを求めまして、それから専用施設に要する費用を差し引いてダムに経済的に幾ら持てるということです今の三〇%がきまつて参る、そういう関係になつておりますので、局長の説明とは別に食い違はないわけあります。

○久保田(豊)委員 どうもその点がはつきりしない。そうするとかりにたとえば占用の水なら水、農業関係に二〇%なら二〇%、こう見て、そうして費用区分のアロケーションをきめる。その場合に専用の施設に使つた、農民が出した経費はどういうふうな比重でやるのですか。どういう面においてアロケーションの修正をするのか。この点を聞いておるわけです。

○小林説明員 これは実例について御説明申し上げた方があるいはおわかりになるかと思いますので、ダム費の負担割合算定表について申し上げたいと思います。ここに治水、農業、発電と三つに区分してございますが、初めのaの身がわり建設費と申しますのは治水、農業、発電がそれぞれ単独の目的を持つて、この事業と同じ効果をもたらすような施設をした場合の費用でございまして、次の妥当投資額といふのはそれぞれの年間の経済効果を資本還元して求めた、いわゆる経済的な投資可能限度と申しますか、そういうふた性

質のものでございます。それから、これは、の身がわり費か妥当費のどちらか少い方をとりまして、それをあげてござりますが、これがそれを目的に対して投資し得る最小限度の金額であるということをございます。それから専用の施設費といふのが、既にございますが、農業関係に五億円と書いてござります。これから発電の方に書いてある専用の施設は取入口からトンネル、発電所、放水路等に至ります、いわゆる発電専用の施設でござります。それでただいまのCの投資能力限度から専用施設を差し引いて、それで求められたCマイナスDというものが、ので合計四十九億九千万という数字が出まして、この中のそれぞれの割合、つまり治水については六二・一%、農業については一五・〇%、発電が二三・九%というような持ち分の費用の所要経費の区分割合が出て参るわけであります。それで次のダム費は四十五億五千万元、つまり四十九億九千万かけていいものが、多目的ダムであることによつて四十五億五千万で安上りにできるわけでございます。それに今の計数をかけまして、四十五億五千万のうち、持つ費用の配分をしますと治水の関係では二十八億何がし、農業の関係では六億八千万、発電関係では十億四千万というようなふうに区分が出て参る。それでここにいいます第十条の受益者負担は、この六億八千万の一割になるわけでございまして、灌漑の負担金は、この一番下に書いてございますように六千八百万円ということになります。それから専用の施設の合計につき

ましては、これは一般的の農林省で所管しておいでになる土地改良事業によって、この事業が県営であるかあるいは国営であるかによつて違うと存りますが、それに応じて土地改良法による地元負担が別にかかるて参考。以上でござります。

○久保田(豊)委員 そこで今の専用施設について、なおしつこいようですが聞きますが、そうするとこれは下流等においてこういう専用施設を、この例では五億何がしのものをしなければならぬ。それはこの施設をしなければならぬ原因というものは、上にダムができれば、どうしてもさつき言つたように流量が少くなる。多目的ダムの場合特にそうです。あるいは河床が変るとか、あるいは河心の状況が変つてくるというようなことで、ある程度の施設をしなければならぬ場合があるわけですね。それを農民が負担しなければならぬ。それには農林省の方としては、この点についての補償をはつきりする必要がどうしてもあると思うのです。補償の原則といふもの、この点はどうかということを建設省の方にお聞きをいたしますが、同時に農林省に対しては、そういう場合においてはかりにダム、従つてこれは具体的には建設省だらうと思いますが、建設省から補償が取れない場合においては、必要な施設に対しては国営、県営あるいは団体営等によつて、いわゆる普通の場合と同じようにこれは補助金をつけるのかどうか、この点をお聞きしておきます。

りの水量はそのまま確保しております。そこで、ダムに貯留した水がそれ以上にいつた場合についての負担金でございまます。それからダムを作つたために下流に河床が低下したり、あるいは水が取れなくなつたというような場合には、それは一般の補償とはほとんど同じであります。工事をやる場合には付帯工事ということでありますし、それから一般的の補償の問題には、ほかの場合と同じように補償で解決しなければならぬ問題だ。こういうふうに考えております。

○安田(善)政府委員 先ほど建設省から御説明がありました農業用の負担すべき費用という点につきましては、建設省はダムの新築によりまするところの水量増を前提にしてお話をいたしております。またそれが目的で作られることが大部分と思います。その場合は先ほどの御説明通りであると思ひます。久保田委員の御質問は、ダム建設に伴つて水量の減があるとか、水温の低下があるとか、あるいはそれを維持するため�新しい施設の工事をする必要がある、その費用の負担が必要なことをおつしやつております。久保田委員の御質問は、原則として取りまして、その負担すべき費用として計算をいたしております。これはその計算そのものは負担すべき費用として計算をする。これはその計算そのものは負担すべき費用として計算をする際にも、被害を受けたとして新設工事をする必要もあるが、損害を受けるという場合は差し引きまして、差し引いたものが受益である、受益の範囲内において受益者の負担がある。これは九条でも十条でも、同様に解釈すべきものと思っておるのであります。

○山本(善)政府委員 先ほど申上げましたとおり、農業用の水量を予定しておつて、それを補償する際に適当と思う相談が成りました。立ちますれば、農林省の工事あるいは国営の工事あるいは団体、補助事業の工事、こうしたものにおいて補助をする、こういうことになると思います。建設大臣がダム施設は所有して、実際は出席させていただきたいと思いますが、農業用は河川の調節用の用途とともに、多目的ダムの施設につきましては建設大臣がダム施設は所有して、もとのでないことにこの法案はなつておらず、建設大臣がダムの新築によりまするところの水量増を前提にしてお話をいたしました。河川調節及び農業用の分量を確保したかのものの分量だ、こういうものに工費負担をしてもらう、こういうふうに考えております。

○薩摩(豊)委員長 久保田君にお話ありました。農業用は河川の調節用の用途とともに、多目的ダムの施設につきましては建設大臣がダムの新築によりまするところの水量増を前提にしてお話をいたしました。河川調節及び農業用の分量を確保したかのものの分量だ、こういうふうに工費負担をしてもらう、こういうふうに考えております。

○久保田(豊)委員 よろしくござります。河川とともに政府がいわば特定用途等の用途の使用権が設定せられるけれども、これは施設の共有権はない。施設の所有権は國が持つておる。そういう場合の両極端のことをおつしやつておりますので、特定用途である発電、水道等の用途の使用権が設定せられるけれども、これは施設の共有権はない。施設の所有権は國が持つておる。そこで、河川とともに政府がいわば特定用途の場合は、河川とお話ししたのであるのであります。費用分担についてお話をいたしましたが、零時三十分までということでしたから……。

○久保田(豊)委員長 ソレからさつき、ここで両党の理事の諸君とお話ししたのですが、零時三十分までということでしたから……。

○薩摩(豊)委員長 ソレからさつき、ここにきりいたしませんけれども、この次の機会もあろうと思ひますから、今この点については一応保留いたします。

○久保田(豊)委員 十分の一といふのは一応の説明でわかりましたが、もつと問題が具体的になつてきますと、反対のくらいいになるかといふことが一つもう一点だけお聞きいたしますが、やはりこの第十条の十分の一といふのは、確かにこの説明でわかりましたが、もつと問題が具体的になつてきますと、反対のくらいいになるかといふことが一つもう一点だけお聞きいたしますが、

○小林説明員 それではお手元の表を簡単に御説明申し上げます。両ダムは特別会計になってこの法律が適用になるわけですが、その最初に書かれていますが、その最初に書かれていますが、それはダムの総体の費用でございます。美和ダムは二十七億五千萬、それからこれのうち灌漑の地元負担が三百三十万でございます。それから建設期間中の利息、これはダムの工事が完成いたしましてから五年間は灌漑の施設がまだ未完成であると仮定した場合の金利として工事期間中の利息を考えますと、六分五厘としまして三百三十万になるわけあります。従いまして三百三十万と両方合せますと五百八十万、これが年賦償還を十カ年でするとしますと、毎年七千五百円にな

るものより強く保護している、こういうふうに農林省は理解しております。そ

の根拠の御説明をいただきたいと思

います。

○山本政府委員 一割といたしました

のは、先ほど申し上げましたように、

農業効果から出て参ります負担金を出

しまして、それの一割に該当するわけ

でありますので、もちろん受益の範囲

でございまして、そのうちの一部分に

なつておるわけでございます。それか

らそれじゃなぜ一部にしたかという点でございますが、先ほども御説明いたしましたように、土地改良事業等におきましては、二割程度の負担をさせてしまつては、二割程度の負担をさせてしまつたよう、土地局長にすぐ来てもらいたいというふうに考えております。

○薩摩(豊)委員長 久保田君にお話いたしましたが、今農林水産委員会が開かれまして自治庁の長官が来ているので、農地局長にすぐ来てもらいたいというふうに考えております。

○久保田(豊)委員 よろしくござい

ます。

○薩摩(豊)委員長 久保田君にお話いたしましたが、今農林水産委員会が開かれまして自治

ります。灌漑面積が二千五百十二町歩でございますので、反当の年賦償還額は二十八円ということになります。それから市房の場合には四百四十円、ございますが、それはそれの水の補給によります経済効果が著しく違う関係からこういうふうに出てくるわけでございます。すなわち、美和ダムにおきましてはその効果が反当百三円、それから市房におきましては反当千六百九十六円という関係がございますので、それに応じた反当の負担になつて参るわけであります。これは一例でございますが、こうしたことでございます。

それから先ほどの表でちょっと訂正を申し上げますが……。

○久保田(豊)委員 今のは実例ですが、こういう場合の基礎の原則はどうかということを聞いておるのであります。この表はもはやつたんだからわかっているんです。原則はどうするかということを聞いておるわけです。

○山本政府委員 先ほどから御説明申し上げたのでございますが、下流で施設を作つたり新設したりして農業用水を多く取ろうということで水利権を与えるよとすると場合には、基本計画で、そのため河水量をふやしてやり貯水量を確保してやる場合におきましては、農業で持つべき分の費用配分のうち十分の一は地元で持つてもらいたい、こういうことであります。しかもその分は立てかえで工事をやつておきまして、工事を促進して、できるだけ効果を早く上らせるように処置いたしまして、負担金は効果が発生してから年賦償還をお願いしたい。しかも今十二ダムについて考えますと、年賦償還の

額は、その毎年々々上がる額の二〇%くらいに該当しております。

○久保田(豊)委員 その点がはつきりしない。これはいろいろあります。大体土地には水の入り方や利用の仕方によつていろいろ違いますけれども、大体今の状況で、農家の場合はおきましてはその効果が反当百三円、それが市房におきましては反当千六百九十六円という関係がございますので、それに応じた反当の負担になつて参るわけであります。これは一例でございますが、こうしたことでございます。

それから先ほどの表でちょっと訂正を申し上げますが……。

○久保田(豊)委員 今のは実例ですが、こういう場合の基礎の原則はどうかということを聞いておるのであります。この表はもはやつたんだからわかっているんです。原則はどうするかということを聞いておるわけです。

○山本政府委員 先ほどから御説明申し上げたのでございますが、下流で施設を作つたり新設したりして農業用水を多く取ろうということで水利権を与えるよとすると場合には、基本計画で、そのため河水量をふやしてやり貯水量を確保してやる場合におきましては、農業で持つべき分の費用配分のうち十分の一は地元で持つてもらいたい、こういうことであります。しかもその分は立てかえで工事をやつておきまして、工事を促進して、できるだけ効果を早く上らせるように処置いたしまして、負担金は効果が発生してから年賦償還をお願いしたい。しかも今十二ダムについて考えますと、年賦償還の

これが灌漑用水になつてきて、それがわれわれが毎日食べておる米の稲作にどういう関係をするか、こういうことにござりますが、それはそれを水の供給によります経済効果が著しく違う関係からこういうふうに出てくるわけでございます。すなわち、美和ダムにおきましてはその効果が反当百三円、それから市房におきましては反当千六百九十六円という関係がございますので、それに応じた反当の負担になつて参るわけであります。これは一例でございますが、こうしたことでございます。

○薩摩委員長 佐竹新市君、簡単に。かどうか、一切の経費はからぬのかどうか。この点を明確にしてもらいたい。

○佐竹(新)委員 十年間で年賦償還いたしますと、将来の維持管理費等はかかるないのでございます。

きょう法案の内容については皆さんから十分言われましたから申し上げません。しかしこの多目的ダムにしろ一般のダムでありますのに、それによつて受ける灌漑用水の関係につきましてはきわめて重要視しておいでにならなければなりません。しかしこの多目的ダムにしろ一般的なダムを作りますと、それが埋没してしまつて効用を果さなくなるのじやないかというような点が第一点だつたと思ひますが、その点につきましては、從来のダムにおきましては、これを想定いたしましたて、ダムを作つたという例もございります。しかし、この私どもの計画では、計画からいたしましてダムにたまる量を想定いたしましたて、それは除外した時水量を利用しようとして、洪水調節なりあるいは利水に使うということが想定いたしましたて、それは除外した時、下流で影響する農業の稲作のことと、下流で影響する農業の稲作のことを一つも考えていない。これが日本の官僚の悪いくせなんです。だから百姓の騒動する水のことに対してはあまり触れぬ方がいい、こうしたことでもつて、取水口でも下の方に置いて、ずっとそのまま流すということになると、これは非常に冷却された水が流れるということになる。そうなればわが国の農業は農林省とは違いますからあまり重要な影響はそういうふうになるか、ダムに想されておらない。たとえば学者が言つて、そこによりますと、ダムを作つても、ダムが土砂くずれや何かでつぶれてしまつたらそれが農業用灌漑に対する影響はどういうふうになるか、ダムにたまつた水——雪解けの水あるいは雨水等がたまつたダムの水の水温、上層の水温がどうで、湖底の水温がどうで、そ

いろと資料をいただいたり、あるいは温の調査会といふようなものを設置しない。これはいろいろあります。大体土地には水の入り方や利用の仕方によつていろいろ違いますけれども、大体今の状況で、農家の場合はおきましてはその効果が反当百三円、それが市房におきましては反当千六百九十六円という関係がございますので、それに応じた反当の負担になつて参るわけであります。これは一例でございますが、こうしたことでございます。

○薩摩委員長 佐竹新市君、簡単に。かどうか、一切の経費はからぬのかどうか。この点を明確にしてもらいたい。

○佐竹(新)委員 十年間で年賦償還いたしますと、将来の維持管理費等はかかるないのでございます。

きょう法案の内容については皆さんから十分言われましたから申し上げません。しかしこの多目的ダムにしろ一般的なダムでありますのに、それによつて受ける灌漑用水の関係につきましては、これを想定いたしましたて、ダムを作つたという例もございります。しかし、この私どもの計画では、計画からいたしましてダムにたまる量を想定いたしましたて、それは除外した時水量を利用しようとして、洪水調節なりあるいは利水に使うということが想定いたしましたて、それは除外した時、下流で影響する農業の稲作のことと、下流で影響する農業の稲作のことを一つも考えていない。これが日本の官僚の悪いくせなんです。だから百姓の騒動する水のことに対してはあまり触れぬ方がいい、こうしたことでもつて、取水口でも下の方に置いて、ずっとそのまま流すということになると、これは非常に冷却された水が流れるということになる。そうなればわが国の農業は農林省とは違いますからあまり重要な影響はそういうふうになるか、ダムに想されておらない。たとえば学者が言つて、そこによりますと、ダムを作つても、ダムが土砂くずれや何かでつぶれてしまつたらそれが農業用灌漑に対する影響はどういうふうになるか、ダムにたまつた水——雪解けの水あるいは雨水等がたまつたダムの水の水温、上層の水温がどうで、湖底の水温がどうで、そ

いろと資料をいただいたり、あるいは温の調査会といふようなものを設置しない。これはいろいろあります。大体土地には水の入り方や利用の仕方によつていろいろ違いますけれども、大体今の状況で、農家の場合はおきましてはその効果が反当百三円、それが市房におきましては反当千六百九十六円という関係がございますので、それに応じた反当の負担になつて参りますと、だんだんそういうふうになるわけです。だから、水をとつて流す口をどこにつけるか、どのようにするか。百姓が一番水の必要な夏のときはどの辺からとることが必要になつてくる。わが国の稻作に大へん影響するということは、高い米を外国から買わなければならぬとならない。こうことは建設省のお役人の諸君は一つも考えておいでにならなければならぬ、すなわちダムを作ることも農業政策と一貫されを考えなければならぬ。こうことは建設省のお役人の諸君は一つも考えておいでにならなければならぬ。たとえば春夏秋冬のそのダムにせで、その辺に目安を置いていかといふことを考へるべきだと思うのです。それと、これは十年間の年賦なら十年払えばあとはもう払わないのですけれども、大体どの辺に目安を置いていかといふことを考へるべきだと思ひます。

○佐竹(新)委員 だから私は簡単に御聞きします。

○薩摩委員長 佐竹新市君、簡単に。かどうか。この点を明確にしてもらいたい。

○佐竹(新)委員 時間の関係上私は簡単にお聞きします。

○山本政府委員 ダムを作りますと、多少の影響を受けるか、あなた方は農業用水がどのくらい水温を保つておつたならば稻作は非常に悪くなるか、こういうことを専門的に考えておいでになりますか。おいでにならぬのでしよう。考えておられるならば、おつたならば稻作は非常に悪くなるか、こういうことを専門的に考えておいでになりますか。おいでにならぬのでしよう。考えておられるならば、そういうことを御答弁願いたい。

○山本政府委員 ダムを作りますと、それが埋没してしまつて効用を果さなくなるのじやないかというような点が第一点だつたと思ひますが、その点につきましては、從来のダムにおきましては、これを想定いたしましたて、ダムを作つたという例もございります。しかし、この私どもの計画では、計画からいたしましてダムにたまる量を想定いたしましたて、それは除外した時水量を利用しようとして、洪水調節なりあるいは利水に使うということが想定いたしましたて、それは除外した時、下流で影響する農業の稲作のことと、下流で影響する農業の稲作のことを一つも考えていない。これが日本の官僚の悪いくせなんです。だから百姓の騒動する水のことに対してはあまり触れぬ方がいい、こうしたことでもつて、取水口でも下の方に置いて、ずっとそのまま流すということになると、これは非常に冷却された水が流れるということになる。そうなればわが国の農業は農林省とは違いますからあまり重要な影響はそういうふうになるか、ダムに想されておらない。たとえば学者が言つて、そこによりますと、ダムを作つても、ダムが土砂くずれや何かでつぶれてしまつたらそれが農業用灌漑に対する影響はどういうふうになるか、ダムにたまつた水——雪解けの水あるいは雨水等がたまつたダムの水の水温、上層の水温がどうで、湖底の水温がどうで、そ

なつてダムが建設される、電気が必要なことになつてきますと、だんだんそういうふうになるわけです。だから、水をとつて流す口をどこにつけるか、どのようにするか。百姓が一番水の必要な夏のときはどの辺からとすることが必要になつてくる。わが国の稻作に大へん影響するということは、高い米を外国から買わなければならぬとならない。こうことは建設省のお役人の諸君は一つも考えておいでにならなければならぬ。たとえば春夏秋冬のそのダムにせで、その辺に目安を置いていかといふことを考へるべきだと思ひます。

○佐竹(新)委員 だから私は簡単に御聞きします。

○薩摩委員長 佐竹新市君、簡単に。かどうか。この点を明確にしてもらいたい。

○佐竹(新)委員 時間の関係上私は簡単にお聞きします。

○山本政府委員 ダムを作りますと、多少の影響を受けるか、あなた方は農業用水がどのくらい水温を保つておつたならば稻作は非常に悪くなるか、こういうことを専門的に考えておいでになりますか。おいでにならぬのでしよう。考えておられるならば、そういうことを御答弁願いたい。

○山本政府委員 ダムを作りますと、それが埋没してしまつて効用を果さなくなるのじやないかというような点が第一点だつたと思ひますが、その点につきましては、從来のダムにおきましては、これを想定いたしましたて、ダムを作つたという例もございります。しかし、この私どもの計画では、計画からいたしましてダムにたまる量を想定いたしましたて、それは除外した時水量を利用しようとして、洪水調節なりあるいは利水に使うということが想定いたしましたて、それは除外した時、下流で影響する農業の稲作のことと、下流で影響する農業の稲作のことを一つも考えていない。これが日本の官僚の悪いくせなんです。だから百姓の騒動する水のことに対してはあまり触れぬ方がいい、こうしたことでもつて、取水口でも下の方に置いて、ずっとそのまま流すということになると、これは非常に冷却された水が流れるということになる。そうなればわが国の農業は農林省とは違いますからあまり重要な影響はそういうふうになるか、ダムに想されておらない。たとえば学者が言つて、そこによりますと、ダムを作つても、ダムが土砂くずれや何かでつぶれてしまつたらそれが農業用灌漑に対する影響はどういうふうになるか、ダムにたまつた水——雪解けの水あるいは雨水等がたまつたダムの水の水温、上層の水温がどうで、湖底の水温がどうで、そ